



# 鳥取県公報

令和6年3月26日（火）  
号外第31号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 （17）（水環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （18）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例 （19）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する 条例（20）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例（21）（港湾課）・・・・・・・・・・・・・・ 11
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（22）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・ 12
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例（23）（病院局総務課）・・・・・・ 15
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（24）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 16

公布された条例のあらまし

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

浄化槽の法定検査の受検率の向上を図るため、浄化槽保守点検業者は浄化槽管理者に対し、法定検査の受検を勧奨するとともに、法定検査の円滑な実施に協力する努力義務を設ける等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けることを勧奨するとともに、円滑な法定検査の実施に協力するよう努めるものとする。
- (2) 浄化槽保守点検業者が保守点検を行った場合において、浄化槽法の規定による浄化槽の清掃が行われていないときは、その旨を浄化槽管理者等に通知するものとする。
- (3) 浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士に、浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、売春防止法に規定する婦人保護施設及び婦人相談所の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 施設の老朽化に伴い、宇倍野第2団地を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者について定めた規定中引用する売春防止法上の用語を改める等所要の規定の整理を行う。
- (2) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止の理由
宇倍野第2団地	鳥取市国府町麻生	施設の老朽化

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、県が土地改良法の規定により地域農業経営基盤強化促進計画の区域内において行う土地改良事業の対象に、農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けている土地を含めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県が行う機構関連事業の施行に係る地域内にある土地（以下「事業施行地域内土地」という。）について農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該事業施行地域内土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等には、その者から特別徴収金を徴収するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、事業施行地域内土地につき、農地中間管理機構に対し農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、特別徴収金を徴収しないものとする。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

附属機関の委員その他の構成員の報酬の額が改められたことに伴い、収用委員会の審理等のために出頭させた参考人の手当の額を改める。

2 条例の概要

- (1) 参考人の手当の額を1日につき10,300円（現行 10,200円）とする。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

漁港漁場整備法の一部が改正され、漁港施設等活用事業制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 目的について定めた規定中引用する法律の題名を改める。
- (2) 漁港施設等活用事業の実施計画において漁港の区域内の水域及び公共空地を占有する計画が認定され、当該計画を実施する者は、当該水域及び公共空地の占有に係る土砂採取料等を納付しなければならないものとする。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料の標準とすべき額が改められたことに伴い、手数料の額の変更を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。
  - ア 危険物取扱者試験の実施
    - (ア) 甲種危険物取扱者試験 1件につき7,200円（現行 6,600円）
    - (イ) 乙種危険物取扱者試験 1件につき5,300円（現行 4,600円）
    - (ウ) 丙種危険物取扱者試験 1件につき4,200円（現行 3,700円）
  - イ 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき5,300円（現行 4,700円）
  - ウ 消防設備士試験の実施
    - (ア) 甲種消防設備士試験 1件につき6,600円（現行 5,700円）
    - (イ) 乙種消防設備士試験 1件につき4,400円（現行 3,800円）
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けた者が、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可申請を行う場合の手数料の額を1件につき6,000円とする。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする(2)に関する事項を除き、令和6年5月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県立病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医療技術員等の増員を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の定数を1,383人（現行 1,366人）に改める。
- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該講習の実施に係る手数料の額を引き上げる。
- (2) 警備業法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律及び探偵業の業務の適正化に関する法律の一部が改正され、警備業の認定証の再交付等の事務が廃止されたことに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施に係る手数料の額を1件につき14,000円（現行 1件につき12,700円）に引き上げる。
- (2) 次に掲げる手数料を廃止する。

区 分		金 額
警備業法に係る事務	認定証の再交付	1件につき2,000円
	認定証の書換え	1件につき2,200円
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る事務	認定証の再交付	1件につき1,700円
	認定証の書換え	1件につき2,100円
探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務	探偵業の開始の届出があったことを証する書面の交付	1件につき3,600円
	探偵業の変更の届出があったことを証する書面の交付	1件につき1,600円
	探偵業の開始又は変更の届出があったことを証する書面の再交付	1件につき1,100円

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第17号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日、<u>浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者</u>にあっては、<u>浄化槽管理士免状の交付の年月日</u>及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者<u>又は浄化槽管理士免状の交付を受けてから5年を経過しない者</u>に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について<u>法第10条第1項の規定による清掃が行われていないときその他清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつ</p>

槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、受託に係る浄化槽に関して、浄化槽管理者に対し、法第7条第1項又は第11条第1項の規定による指定検査機関の行う水質に関する検査（以下この条において「法定検査」という。）を受けることを勧奨するとともに、円滑な法定検査の実施に協力するよう努めなければならない。

ては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第18号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(入居者の選考) 第7条 略 2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1)～(10) 略 (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ 略 ウ 当該暴力を理由に <u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。）</u> 又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者 エ <u>女性相談支援センター</u> 、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者 (12)～(14) 略 別表第1（第2条の2関係）	(入居者の選考) 第7条 略 2・3 略 4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1)～(10) 略 (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（以下この号において「ドメスティックバイオレンス」という。）を受けた者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ 略 ウ 当該暴力を理由に <u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）</u> 又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所し、又は入所していた者 エ <u>婦人相談所</u> 、配偶者暴力相談支援センターその他のドメスティックバイオレンスを受けた者の支援を行う機関又は配偶者暴力防止法第3条第6項に規定する活動を行う民間の団体からドメスティックバイオレンスの被害者の保護に関する証明書その他の書面の発行を受けた者 (12)～(14) 略 別表第1（第2条の2関係）								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	略	
名称	位置								
略									
名称	位置								
略									

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">行徳団地</td> <td style="width: 75%;">鳥取市行徳三丁目</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 75%;">名称</th> <th style="width: 25%;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	行徳団地	鳥取市行徳三丁目	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宝木団地	鳥取市	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">行徳団地</td> <td style="width: 75%;">鳥取市行徳三丁目</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">宇倍野第2 団地</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市国府町麻生</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 75%;">名称</th> <th style="width: 25%;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 <u>宇倍野第2 団地</u> 宝木団地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	行徳団地	鳥取市行徳三丁目	宇倍野第2 団地	鳥取市国府町麻生	略		名称	管理を行わせる者	倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 <u>宇倍野第2 団地</u> 宝木団地	鳥取市	略	
行徳団地	鳥取市行徳三丁目																						
略																							
名称	管理を行わせる者																						
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 宝木団地	鳥取市																						
略																							
行徳団地	鳥取市行徳三丁目																						
宇倍野第2 団地	鳥取市国府町麻生																						
略																							
名称	管理を行わせる者																						
倉田団地 高草団地 西品 治団地 湖南団地 美穂第 1 団地 円通寺団地 国安 南団地 <u>宇倍野第2 団地</u> 宝木団地	鳥取市																						
略																							

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第7条第4項第11号ウの規定の適用については、この条例の施行の日前に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）附則第4条の規定による改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所していた者は、法第12条第1項に規定する女性自立支援施設に入所していた者とみなす。



鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第19号**

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき<u>法第91条の2第6項第1号（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第2号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ法第91条の2第6項第1号又は第2号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、農地中間管理機構に対し農業経営基盤強化促進法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する法第87条の3第1項第1号に規定する農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であって、引き続き当該委託の解除に係る土地に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上である場合は、この限りでない。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき<u>法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ当該各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</u></p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第20号

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,300円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,200円</u> とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第21号**

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者<u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>又は</u>占用の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）は、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第22号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>7,200円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>5,300円</u></p> <p>ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,200円</u></p> <p>(118) 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき<u>5,300円</u></p> <p>(119)・(120) 略</p> <p>(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種消防設備士試験 1件につき<u>6,600円</u></p> <p>イ 乙種消防設備士試験 1件につき<u>4,400円</u></p> <p>(122)～(135の4) 略</p> <p>(136) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 略	略	2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(116) 略</p> <p>(117) 消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験 1件につき<u>6,600円</u></p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験 1件につき<u>4,600円</u></p> <p>ウ 丙種危険物取扱者試験 1件につき<u>3,700円</u></p> <p>(118) 消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 1件につき<u>4,700円</u></p> <p>(119)・(120) 略</p> <p>(121) 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 甲種消防設備士試験 1件につき<u>5,700円</u></p> <p>イ 乙種消防設備士試験 1件につき<u>3,800円</u></p> <p>(122)～(135の4) 略</p> <p>(136) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 略	略	2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの	
区分	金額												
1 略	略												
2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの													
区分	金額												
1 略	略												
2 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に規定する者であって、移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用するもの													

		(1) <u>処理容積が1,000万立方メートル以上の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>91,000円</u>
		(2) <u>処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>75,000円</u>
		(3) <u>処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>60,000円</u>
		(4) <u>処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>44,000円</u>
		(5) <u>処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>27,000円</u>
		(6) <u>処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>21,000円</u>
		(7) <u>処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>16,000円</u>
		(8) <u>処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>13,000円</u>
		(9) <u>処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>11,000円</u>
		(10) <u>処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>7,400円</u>
	(1) <u>移動式製造設備について</u> <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</u> <u>(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)</u> <u>第37条の4第1項の許可を受けた者以外の者の許可の申請に係るもの</u>		
	ア <u>処理容積が1,000万立方メートル以上の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>91,000円</u>	
	イ <u>処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>75,000円</u>	
	ウ <u>処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備</u>	<u>1件につき</u> <u>60,000円</u>	

<p>エ <u>処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>44,000円</u></p>		
<p>オ <u>処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>27,000円</u></p>		
<p>カ <u>処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>21,000円</u></p>		
<p>キ <u>処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>16,000円</u></p>		
<p>ク <u>処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>13,000円</u></p>		
<p>ケ <u>処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>11,000円</u></p>		
<p>コ <u>処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>7,400円</u></p>		
<p>(2) <u>液化石油ガス法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に係るもの</u></p>	<p><u>1件につき</u> <u>6,000円</u></p>		
<p>3 略</p>	<p>略</p>	<p>3 略</p>	<p>略</p>
<p>(137)～(139) 略</p>		<p>(137)～(139) 略</p>	
<p>(140) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガス法第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの</u> 1件につき6,100円</p>		<p>(140) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく完成検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 液化石油ガスの製造のための施設であって、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の規定に基づく完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの</u> 1件につき6,100円</p>	
<p>イ 略</p>		<p>イ 略</p>	
<p>(141)～(328) 略</p>		<p>(141)～(328) 略</p>	
<p>2 略</p>		<p>2 略</p>	

附 則

この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第136号及び第140号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第23号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,383人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,366人</u> とする。 2 略

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第24号**

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(25) 略 (25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき <u>14,000円</u> (26)～(50) 略 (51) <u>削除</u> (52) 警備業法第7条第1項の規定に基づく <u>認定の有効期間の更新</u> 1件につき23,000円 (53) <u>削除</u> (54)～(60の2) 略 (61)～(68) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(25) 略 (25の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 1件につき <u>12,700円</u> (26)～(50) 略 (51) <u>警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 1件につき2,000円 (52) 警備業法第7条第1項の規定に基づく <u>認定証の有効期間の更新</u> 1件につき23,000円 (53) <u>警備業法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換え</u> 1件につき2,200円 (54)～(60の2) 略 (60の3) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 1件につき1,700円 (60の4) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え</u> 1件につき2,100円 (61)～(68) 略 (69) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第4条第3項の規定に基づく書面の交付</u> 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 探偵業法第4条第1項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき3,600円 イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき1,600円 (70) <u>探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</u> 1件につき1,100円 2 略



附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。